

## 〈添付資料 7〉

### 環境保護に関する政策と法律





LEY DEL MEDIO  
AMBIENTE

*27 - Abril - 1992*  
*Ley No. 13.333*



*Secretaría Nacional del Medio Ambiente*

*Fondo Nacional Para el Medio Ambiente*

(表紙)

環境法

法律No. 1333 1992年 4月 27 日

環境庁(Secretaria Nacional del Medio Ambiente)

国家環境基金(Fondo Nacional para el Medio Ambiente)

(原文 P.1)

法律No. 1333(1992年 4月27日付けの法律)

ボリヴィア共和国大統領ハイメ・パス・サモラと議会は以下の法律を批准する。

表題 I 一般規定

第一章 本法律の目的

第一条: 本法律の目的は、環境および天然資源を保護、保全し、自然に関する人間の行動を規制し、国民生活の質の向上を目的とした持続的開発を推進することである。

第二条: 本法律の目的の中で、持続的開発とは、現在の世代の要求を満足させながら、しかも将来の世代(子孫)の要求を満足させることができるような開発プロセスだと解釈する。

第三条: 環境と資源は国家の資産であり、その保護と利用は公共の規律であり、本法律によって律される。

第四条: 本法律は公共の規律であり、社会経済的・文化的利益にかなったものである。

(原文P.2)

表題 II 環境行政について

第一章 環境政策

第五条: 環境に関する国家政策は国民生活の質の向上に寄与しなければならないが、内容は以下の通りである。

1. 都市および地方の環境の質を保全し、改善し、復旧させるための政府の行動を定義する。
2. 我が国の文化的多様性を考慮した上で、社会的に公正に、かつ公平に、持続的開発を推進する。

3. 生物学的多様性の保護を推進し、我が国の多様な生態系の維持と存続を保証する。
4. 水・空気・土壌、その他の更新可能な天然資源の適正利用と合理的利用を図り、それらが長期間にわたって利用できるようにする。
5. 国家開発のプロセスに環境面の配慮を加える。
6. 国民全体の利益のために環境教育を進める。
7. 環境と天然資源に関する科学的・技術的調査を推進し、助成する。
8. 生態系的・経済的・社会的・文化的な地域分けを行って、国土の区分を決める。ただし、これによって、既に確立されている国土の政治的分割が変わることはない。
9. 我が国の環境計画や環境戦略を開発するために必要な手段・方法・方式を創設し、強化する。ただし、国内の天然の資産の変動を知るための資産勘定を作成し、それを継続的に維持していくことを優先させる。
10. 環境関連のテーマについて、我が国の政策と国際的な傾向とを整合させる。ただし、国の主権と国益には充分配慮する。

(原文P. 4)

## 第二章 制度的枠組みについて

第六条：環境行政を担当する機関として、大統領府の下に環境庁(SENMA=Secretaría Nacional del Medio Ambiente)を創設する。環境庁長官は大臣と同じランクに属し、大統領によって任命され、閣議に出席する。

第七条：環境庁の果たす機能は以下の通りである。

1. 国家の一般的な政策と経済的文化的開発プランに合わせて、環境に関する国家政策を策定し、指導する。
2. 国家計画システムに環境面での配慮を付け加える。そのために、環境庁長官は国家経済企画審議会(CONEPLAN)に正式メンバーとして参加する。
3. 環境行政面の活動を企画し、調整し、評価し、管理する。
4. 我が国の持続的開発を推進する。
5. 各セクター、各県の公的機関と協力して、自らの管轄する活動の基準を作り、規制し監視する。
6. 各省、環境庁の県事務所と協力して、環境影響アセスメントに関する調査を承認又は却下し、指導する。
7. 各セクター、各県の公的機関・民間機関と協力して、国土整備確立を推進する。

8. 本法律から派生する細則規則を遂行し、遂行させる。

第八条：国内の各県に、県環境審議会(CODEMA=Consejo Departamental del Medio Ambiente)を設置する。これは環境に関する国の政策の枠組みの中で、県レベルでの最高の決定機関であり、諮問機関である。その機能と権限は以下の通りである。

- a) 環境に関する県の政策を決定する。
- b) 環境庁県事務所を通して審議会に持ち込まれた環境関連の計画・プログラム・プロジェクトに優先順位をつけ、承認する。
- c) 環境に関する基準や細則を県の範囲内で承認する。
- d) 各県の環境庁県事務所が担当すべき活動がきちんと行われているか監督し管理する。
- e) 環境庁長官任命のため、国家環境審議会に候補者リストを提出する。
- f) 本法律と、各県の環境庁県事務所の出す決定を遂行し、遂行させる。

各県の県庁は、県環境審議会を結成するため、地域の公的機関、民間機関、市民団体、経営者団体、労働団体その他に呼び掛け、招集する。県環境審議会は細則に基づき、7人の代表で構成される。

第九条：環境庁の各県における出先機関として、環境庁県事務所(Secretaria Departamental del Medio Ambiente)を設置する。その主たる権限は県環境審議会の決定する政策を実行し、これらの政策が環境に関する国の政策の枠内にあるかどうかを監視する。同様に、細則に従い、環境庁に委任された職務の内、その県の範囲に該当する職務を遂行する。

第十条：環境問題に関連のある各省、および全国的な性格の、或いは県・市町村・村落の公的機関および公的施設は、その組織構造を改変して、環境に関する問題の申立て場所として役立つようにする。同時に、当該の環境事務所と協力して、環境および資源を保護し保全するためのプログラムやプロジェクトの実施を支援する。

(原文P. 7)

### 第三章 環境に関する計画について

第11条：我が国の国家開発・地域開発の計画には、環境問題に関連を持つ種々の団体間で永続的でダイナミックなプロセスを経て、合意した上で、環境的配慮を加えねばならない。

第12条：環境計画の基本的な手段は以下の通りである。

- a) 全国レベル、県レベル、地方レベルで、短期・中期・長期にわたるプラン、プログラ

ム、プロジェクトを策定する。

- b) 生態系の利用能力(capacity), 人間の定住地場所、環境・資源保護の必要性などに基づいた国土整備。
- c) 流域レベルやその他の地理的単位レベルで、資源を総合的かつ持続的に管理する。
- d) 環境影響アセスメント調査。
- e) セクター間、機関と機関の間、地方と地方の間に調整と合意のメカニズム
- f) 台帳作り、診断、調査、その他情報源。
- g) 環境の質を評価・管理・フォローする手段。

第13条: 環境庁は国土整備のための委員会を設立し、我が国に(利用目的別の)国土整備を確立する責任を負う。

第14条: 企画調整省は、大蔵省、環境庁その他関係官庁の協力を得て、我が国の資源を適切に評価するシステムとして資源口座(Cuentas Patrimoniales)をつくり、継続維持していく責任を負う。

第四章 全国環境情報システム(Sistema Nacional de Información Ambiental) について

第15条: 環境庁と各県の県環境庁事務所は、国内の環境情報を記録し、組織し、更新し、普及させるための全国環境情報システムを作る責任を負う。

第16条: ボリビア人または外国人の個人または集団が我が国国内で行った環境及び資源をテーマとした科学的活動や技術研究その他の結果まとめられた報告書・書類は全て、全国環境情報システムに送付しなければならない。

(原文P. 9)

### 表題 III 環境アспектについて

#### 第一章 環境の質(Calidad) について

第17条: すべての人間および生物がそれぞれの活動を展開していく上で、健康で快適な環境を享受するという権利を保証するのは、国家および社会の義務である。

第18条: 環境の品質管理は、国民にとって必要であり利益であり、社会の利益でもある。環境庁と県環境庁事務所は環境の質を管理するという目的を遂行するための行動を推進し、自らも行う。

第19条: 環境の品質管理の目的は以下の通りである。

1. 国民の生活の質を上げるために環境と資源を保護し、保全し、改善し、復旧する。
2. 社会全体の利益のために、環境および資源の利用について基準を作り、規制する。

3. 健康に有害または危険な影響をもたらす活動、および(又は)環境や資源を損傷(悪化)させる活動を防止し、抑制し、制限し、阻止する。
4. 現在の世代および未来の世代の必要を確実に満たせるよう、環境保護、資源の持続的利用に関する国家および社会の活動の基準をつくり、方向づけをする。

## 第二章 環境を悪化させる可能性のある活動および要因(Factor)について

第20条: 細則で明確に定められる許容限度を越えた場合に、環境を悪化させ得る活動および(又は)要因は、以下の通りである。

- a) 空気、あらゆる状態にある水、土壌、下層土を汚染するもの。
- b) 水文学的、土壌学的、地形学的、気候学的な状況を悪化させるもの。
- c) 法律によって保護されている文化遺産、風景、共有または個人の資産を変化(変質)させるもの。
- d) 生物学的、遺伝学的、生態学的多様性とその相関関係、プロセスから成る自然の資産を変化(変質)させるもの。
- e) 一時的または恒久的に環境悪化をもたらし、またはもたらし得る直接・間接の行為で、国民の健康に影響を及ぼすもの。

第21条: 環境を悪化させる可能性のある活動をおこなう自然人または集団は全て、国民の健康や環境、資産を損なうことのないよう、相応の予防措置を講じ、当該官庁と影響を受ける人々に通知しなければならない。

## 第三章 自然災害から派生する環境問題について

第22条: 自然災害または人間の活動から派生する環境問題を予防し、抑止するのは国家と社会の義務である。国家は自然災害が健康や環境、国民経済に及ぼす影響に関する調査を推進し、促進させなければならない。

第23条: 国防省は官民両セクターと協力して、国民に向けた予防と協力のプラン、災害地域の復旧プランを作り、実行しなければならない。

## 第四章 環境影響評価(環境アセスメント)について

第24条: 本法律で環境影響評価(EIA= Evaluación de Impacto Ambiental)とは、ある特定の工事や活動またはプロジェクトが環境に与え得る影響を評価できる行政上の手続き、



調査および技術システム全体を指している。

第25条：公共であれ、民間であれ、すべての工事や活動は、投資段階以前に、環境影響評価の 카테고리を確定しなければならない。カテゴリは以下のレベル別に分けられる。

1. 総合分析的なEIA(環境影響評価)が必要。
2. 特定分析的EIAが必要。
3. 特定の分析EIAは必要ではないが、概念的な検討を行うのが望ましい。
4. EIA 必要なし。

第26条：第25条の規定により、その性格上から環境影響評価調査が必要な工事・プロジェクト・活動は、実施前に、当該セクターの機関が処理し、県環境庁事務所が発行し、環境庁が承認した環境影響確定裁定(DIA=Declaratoria de Impacto Ambiental)を入手しなければならない。その承認は20日間の期間内に行われなければならないが、そうでない場合そのDIAは承認のない強化(consolidated)DIAになる。

全国規模のプロジェクトの場合は、DIAは直接、環境庁のもとで手続き処理される。

環境影響確定裁定には、調査や技術的勧告、工事が行われる際の規格や制限、県環境庁事務所や環境庁で評価され記録されている活動プロジェクトが記載されている。このDIA(環境影響確定裁定)は、これら工事やプロジェクト、活動の進捗状況を定期的に査定する時の技術上、法律上の参照資料となる。

第27条：環境庁は明確な細則を制定して、いかなる場合にも環境影響評価調査を必要とする公共或いは民間による工事または活動の種類を定める。

第28条：環境庁と県環境庁事務所は当該セクターの諸機関と協力して、環境に与える影響やそれぞれの調査や確定裁定から派生する防護プラン・軽減プランの管理・フォロー・監視をおこなう。

環境影響評価調査の提出・カテゴリ分類・評価・承認または却下・管理・フォローアップ・監視に関する手続き上の基準は、細則によって定められる。

## 第五章 国際的な流れの中での環境問題について

第29条：国家は、動植物や保護区、流域、一国または数カ国と共有している生態系の保護・保全・管理に関する国際条約や国際的な活動を推進する。

第30条：国家は、医薬品・農業用毒物(Agrotoxics)・その他健康や環境にとって危険あるいは有毒な物質の生産・導入・商品化を規制し、管理する。内外の機関によって毒物・

危険物とされているもの、生産国または原産国で禁じられている物がこれに該当する。

第31条：有毒廃棄物、危険な廃棄物、あるいは放射性廃棄物、その他国内および（又は）国外で生産され、その性質上国民の健康や環境にとって危険である物質を国内に持ち込むこと、国内に貯蔵すること、国内を通過することは禁じられている。

危険な廃棄物の違法な取引は法律の定める刑罰の対象になる。

（原文P. 15）

## 表題 IV 資源一般について

### 第一章 更新可能な資源について

第32条：更新可能な資源の保護・保全・復旧およびその利用を推進するのは、国家および社会の義務である。本法で更新可能な資源とは、生物資源、動植物、それに水や空気、土壌などのように独自のダイナミクスを持ち、時間とともに更新可能な非生物資源を言う。

第33条：個人が更新可能な資源を利用する権利は、その活動が集団の利益を損なうことなく、かつ持続的利用を保証するものであり、本法律の第34条に合致している限り、保証される。

第34条：各天然資源ごとに公布される特別法は、各々の特徴、地域的ポテンシアリティ、社会・経済・文化の各局面を考慮して、公共の財産である更新可能な資源の利用権を獲得する方式・条件・優先順位について定めなければならない。

第35条：資源が利用される県又は地域は、その資源を保護し（又は）利用することから得られる利益を直接間接に共有するべきである。この利益はその資源のある県又は地域の持続的開発を支援するために使われる。

### 第二章 水資源について

第36条：水はいかなる状態にあっても、国家本来の財産であり、すべての生命のプロセスにとって基本的な資源である。その利用は開発に関連を持つすべてのセクターに関係し影響を与える。従って、その保護と保全は国家および社会の根本的な責務である。

第37条：あらゆる状態にある水の計画・保護・保全、それにその水の生まれる流域、或いは水の存在する流域の総合的な管理運営は、国家的優先事業である。

第38条：国家は国民共同体のために、水の永続的利用を保証するため、水に関する計画、水の総合的利用を推進し、中でも国民全体が使う水を確保するための活動を優先しなけ

ればならない。

第39条：国家は水を汚染し、又はその周辺の状況を悪化させる（可能性のある）液体・固体・気体のすべての廃棄物の廃棄について、基準を作り、管理する。

当該機関は水の総合利用、合理的利用、保護・保全に関する細則を制定する。

### 第三章 空気および大気について

第40条：生命が最高の健康的な形で発展していくことが出来る状態に、大気を保持していくことは、国家と社会の義務である。

第41条：国家は当該機関を通じて、健康や環境を損ない、地域や住民に迷惑をかけ、公共財産または私有財産に損害を与える可能性のあるガス、蒸気、煙、粉塵の形をした物質の大気中への放出に関して、基準を作り管理する。

学校や医療施設での喫煙は、故意に損害を与えるものと見なされる。こうした場所では年少者や抵抗力の弱い人が空気を汚染する物質により多くさらされるからである。

閉めきった公共の場所での喫煙、公共の交通機関での喫煙は禁じられている。閉鎖型の公共の場所には特別に喫煙コーナーを設けなければならない。

第42条：国家は当該機関を通じて、国民の健康と福祉を守り、維持するために、商業活動、産業活動、家庭、輸送機関その他から発生する騒音のレベルを設定し、規制し、抑制する。

### 第四章 土壌資源について

第43条：土壌を農牧畜業や林業に利用する場合は、その生産能力を維持し、土壌の喪失又は劣化を防止できるような経営技術を応用して、確実に土壌の保全と回復を図らねばならない。

土壌の生産能力を変化させ得る土壌利用活動をおこなう個人、公的企業（又は）民間企業は、土壌の保全と回復に関する基準を守り、実践しなければならない。

第44条：環境庁は各セクターや各県の諸機関と協調して、物理的空間の利用と持続的開発という目的を調和させるために、国土区分の確立を推進しなければならない。

第45条：土壌の保全と適切な運用について、基準を定め管理するのは国家の義務である。地方問題農牧省は環境庁と協力して、土地整備の定めに従って、土壌の利用、運用、保全とその管理システムについて規制する、適切な法律を制定する。

## 第五章 森林について

第46条：自然林および森林で覆われた土地は、本来国家の財産であり、その運用と利用は持続可能な形で行われなければならない。特別法によって定められた所轄官庁は、各県にあるその地方事務所と協力して、森林資源の保護・生産・産業化・商業化のために、森林資源の総合的運営と持続的利用の基準を作り、同時に監督機関と協力して森林の生態系の一部を成しているその他の資源および環境全般の保全について基準を作る。

第47条：特別法によって定められた主務官庁は、保全・保護・生産の各面を考慮しつつ、その目的別に森林を分類し、評価を下す。そしてその結果は当該セクターの関係諸機関と協調して、森林資源の保護・運用プランを実行していく基礎として使われる。

第48条：公共機関は森林研究プログラムを通して調査活動を推進し、植林、森林運営方法、林業製品の産業化といったプロジェクトを強化する。こうしたプロジェクト実施のために、必要な資源が割り当てられる。

第49条：林業は、国益のために、加工能力を上げ、商品化を進め、森林資源の適正利用を図り、利用する品種の付加価値を高め、生産の多様化をすすめて、森林資源の持続的利用を確保する方向で運営されねばならない。

第50条：製材会社は、運営プランに記載されている義務を遂行する以外に、産業植林プログラムにより、自然林から切り出した材木用の資源を復元する義務がある。切り出した場所とは別の所に植林する産業植林プログラムのために、国家は必要なインセンティブ・メカニズムを設定する。

第51条：土壌の回復、流域の保護、たきぎや木炭の生産、森林の商業利用・工業利用、およびその他特定の活動のために、我が国の国土に植林計画や農業用造林プランを実施するのは国民全体にとって必要であることを宣言する。

## 第六章 野性動植物について

第52条：野性の動植物は、水生であれ、陸生であれ、国家の資産と見なしてその保護、保存、復旧に努めるのは、国家と社会の義務である。ある地方特有のもの、分布が地域的に限られているもの、絶滅の危機にあるものは特にそうである。

第53条：大学、科学機関、官民の所轄機関は、野性動植物の科学的価値、生態学的価値、国家にとっての経済的・戦略的価値を知るために、野性生物の研究評価プログラムを助成し実行する。

第54条：国家は利用が認められた品種の持続的利用を図るため、技術・科学・経済情報に基づいて野性動植物を管理運営することを推進し、支援する。

第55条：国家は生物多様性と、野性のもも家畜化したものも含めて動植物の遺伝的資産全体を保存し、この部門のプロジェクトの調査や管理・実施にあたる自国の（又は）外国の公的機関・民間機関の活動について基準を設ける。

第56条：国家は、伝統的に野性動植物資源を生存のために利用しているコミュニティ（共同体）のために開発プログラムを進め、これら資源の収奪を防止し持続的に利用できるようにする。

第57条：所轄機関は、動植物の狩猟、採集、採取、その製品の商品化の許可と禁漁期の設定について、手続きと必要条件を定め、監理し、適用する。

#### 第七章 水生物資源について

第58条：国家は所轄機関を通じて、水生物資源の絶滅または品質悪化を防ぐ適切な運用技術を適用して、持続的利用を推進する。

第59条：漁業その他による水生物資源の採取、捕獲、養殖は特別な法律制定によって基準を定める。

#### 第八章 保護区について

第60条：保護区とは、国家の保護のもとに宣言された自然の区域で、人間が介入している所もそうでない所も含まれる。その目的は、我が国の自然財産、文化遺産を守るために野性生物、遺伝的資源、自然の生態系、水路学的流域、科学的・美的・歴史的・経済的・社会的に価値のあるものを保護し保存することである。

第61条：保護区は国家の財産であり、国民および社会のためのものであるから、資源の保護・保存、科学調査、レクリエーション、教育、エコロジー観光推進といった目的のために、運営プランに基づき、カテゴリーと地域分け(Zoning)、法規に従って管理されねばならない。

第62条：環境庁と県環境庁事務所は、保護区の総合的運営の基準をつくり、監理する責任を負う。保護区の管理運営には、公的機関、民間の公益団体、社会団体、伝統的共同体、原住民らが参加できる。

第63条：環境庁と各県の環境庁事務所は、全国保護区域システム(SNAP=Sistema Nacional

de Areas Protegidas) を編成する。このSNAPには我が国の国土に現存する保護区と、きちんと互いに関連つけた幾つかのカテゴリーの地域がひとつにまとめられる。これを保護し管理することで、保存という目的が達成される。

第64条：保護区の確定裁定(Declaratoria)は、伝統的な共同体やインディオの村落の存在と両立可能であり、その保存の目的と管理プランを考慮に入れる。

第65条：保護区のカテゴリーの定義やその創設・運営・保全は、特別に法律を制定して定める。

## 第九章 農牧畜業について

第66条：農牧畜生産は、以下の事項を考慮に入れて、生産と持続的利用のシステムが確立できるような形で行うべきである。

1. 農業牧畜業に土地を利用する場合は、確実に農業生態系を保全できるような実践的基準に従わなければならない。
2. 地方問題農牧省は、国内のいろいろな地方で、農業用に使われる土地の復元プランの実施を奨励する。  
同様に、牧畜活動を行う場合は、土壌と牧草地の利用に関する技術規格を遵守しなければならない。
3. 高地と浸水しやすい地域にある自然の牧草地を放牧に使う場合は、バイオマスの生産能力と家畜の負荷(animal charge) を考慮にいれなければならない。
4. 地方問題農牧省は法律を制定して、chaqueos(?)、山林の伐採、農耕、農業機械の使用、農薬の使用、輪作、耕作慣行、牧草地の使用に関する技術基準と管理基準について定める。

第67条：技術を生み出し、移転する役割を果たす農牧畜研究機関は、長期にわたって生産性指数を上げるためにその活動をおこなう。

## 第十章 更新不可能な資源について

第68条：更新不可能な資源は、その出所あるいは鉱脈の形がどうであれ、地表にあっても地下にあっても、すべて本来国家の所有物である。

第69条：本法律の中では、更新不可能な資源とは、その本来の自然な状態にあって、更新されることがなく、人間の行為または自然現象によって数量的に枯渇する可能性のある

ものを言う。

金属性鉱石、非金属性鉱物、いろいろな状態にある炭化水素は更新不可能な資源のカテゴリに入る。

## 第十一章 鉱物資源について

第70条： 鉱物資源の採掘には、原材料の総合利用、廃棄物の処理、溶融・再洗鉱・廃石の安全配置、エネルギーの有効利用、鉱脈の合理的利用を充分考慮しなければならない。

第71条： 鉱物の採掘作業では、その最中も採掘が終了した後も、採掘に利用した区域を元通りにして、浸食を抑え、土地をしっかりと安定させ、水の流れや温泉を保護するよう努めなければならない。

第72条： 鉱山冶金省(Ministerio de Minería y Metalurgia)は環境庁と協議の上、技術基準を定めて、鉱山活動におけるいろいろな行為と影響について許容範囲を決定する。

## 第十二章 エネルギー資源について

第73条： エネルギー資源は我が国の持続的開発にとって不可欠の要因であるから、その活用は環境保護・保全の基準に従って、効率よく行われなければならない。

YFPB やその他の企業が行う炭化水素開発活動は、開発のいずれの段階においても、環境汚染・森林伐採・浸食・堆積を防止し、抑制する対策を講じ、野性動植物や自然の風景、保護区域を保護する方策をとらねばならない。

同様に、炭化水素やその他の環境汚染物質が流出するようなことのないよう、偶発事故対策もとるべきである。

第74条： エネルギー炭化水素省は環境庁と協調して、(この資源に関する)特別な基準を作る。同時に、環境汚染を引き起こさない代替エネルギーの研究、応用、利用を推進する。

## 表題 V 国民と環境について

### 第一章 国民と環境について

第75条： 国民に関する我が国の政策として、国土整備と環境と資源の保護・保全という目的に従って、国内移住政策を進める。

第76条： 地方自治体政府は自らの権限の範囲内で、都市整備プランを促進し、作成し、実

行する。そして国民が都市化が可能な地域に移住出来るよう、必要なメカニズムを作りあげ、低所得層を優先させる。

第77条：地方の国土整備の中で、都市を領域的・空間的に拡大しようと計画を策定する時には、環境に関する変数を考慮に入れなければならない。

第78条：国家は以下のことが確実にできるように、必要なメカニズムと手順方式を確立する。

1. 伝統的共同体(コミュニティ)や原住民(インディオ)が持続的開発や更新可能な資源の合理的利用のプロセスに参加する。この場合、これらの活動がおこなわれる環境における社会的・経済的・文化的特殊性を考慮しなければならない。
2. 伝統的共同体や原住民が直接参加して、資源の利用や運用に関する知識の普及や活用を図る。

## 表題 VI 健康と環境について

### 第一章 健康と環境について

第79条：国家は所轄機関を通じて、直接間接に人間の健康や動植物の生命に害を及ぼす環境の悪化を防止し、抑制し、評価する行為をおこなう。

同様に、環境悪化の発生した地域の復旧に努める。

環境衛生活動を推進し、都市の住民、地方の住民全体に対して基本的サービスその他を保証するのは国として優先事項である。

第80条：第79条を実施するために、厚生省(Ministerio de Prevención Social y Salud Pública)、都市問題省、地方問題農牧省および環境庁は、県レベル、市町村レベルの各所轄部門と協調して、基準、手続き方式、細則を制定する。

## 表題 VII 環境教育について

### 第一章 環境教育について

第81条：教育文化省、国内各大学、環境庁および各県環境庁事務所は、公立私立の教育機関と協力して、公式・非公式の環境適合プロジェクトを促進し、企画し、発展させるための政策と戦略を決定する。

第82条：教育文化省は、我が国の文化的多様性と環境保全の必要度に応じて、教育システム(工業専門学校、教員養成・研修・再教育学校も含めて)のすべての学年、レベル、



課程、範疇において、教育プラン・教育プロジェクトに、環境に関するテーマを学際的な視点のもとに義務として組み込ませる。

第83条：国立・私立の各大学は、持続的開発と環境保護に貢献することに視点を置いて、研究プログラムを組み、技術・専門教育のプログラムを編成する。

第84条：公共、民間を問わずマスメディアは、行政が制定する法律に従って、環境および環境保護に関する教育や情報活動を推進し、それに対して便宜をはかる。

## 表題 VIII 科学技術について

### 第一章 科学技術について

第85条：国家および各専門技術機関は以下のことを担当する。

- a) 環境問題について、研究と科学技術開発を推進し助成する。
- b) 従来の技術から適切なものを再び取り上げ、利用し、改善することを支援する。
- c) 環境にとって有害な技術を作り出す事或いは導入するのを監視する。
- d) 人的資源の養成と児童青少年の科学的活動を助成する。
- e) 我が国にとって利益となる技術の移転を管理する。

第86条：国家は、バイオテクノロジー、農業生態学(agroecologia)、遺伝的資源の保全、エネルギー利用、環境の品質管理、我が国の生態系を知ること、といった分野での科学技術研究を優先する。

## 表題 IX 環境活動に対する助成とインセンティブについて

### 第一章 国家環境基金(Fondo Nacional para el Medio Ambiente=FONAMA)について

第87条：権限分散化した行政機関として、大統領府の下に国家環境基金(FONAMA)を創設する。この基金は法人格を有し、自主的に運営されるが、その主たる目的は、環境と資源保護に関するプラン、プログラム、プロジェクト、科学的研究、活動の資金源となる国内国外からの資金獲得である。

第88条：国家環境基金は、決定機関として環境庁長官を会長とする理事会を持つ。理事会のメンバーは、細則に従って、行政府から3名、県環境委員会から3名、ボリビアの環境問題関係の非営利の民間団体から指名された代表1名から成る。

第89条：資金を徴収する優先順位も、国家環境基金が承認し資金を出すプログラム、プラン、プロジェクトも、各主務機関の定めた国レベル、県レベル、市町村レベルの政策の

枠内に該当しなければならない。会計検査院は国家環境基金の資金の運用状態を検査しなければならない。

## 第二章 環境関連のインセンティブと生産活動について

第90条：国家は当該機関を通じて、環境保護と持続的開発を可能にするような技術やプロセスをとり入れる工業、農牧畜、鉱業、林業その他の保護活動（公的・私的を問わず）すべてに対して、インセンティブを与えるメカニズムを確立する。

第91条：国や公的機関あるいは民間機関がおこなう植林のプログラム、プラン、プロジェクトは、特別法によって制定される関税上、財政上その他のインセンティブの対象になる。

（原文 P. 35）

## 表題 X 市民の参加について

### 第一章

第92条：すべての自然人または団体は、本法律で言う環境活動に参加する権利を有し、環境防衛や環境保護のため地域社会に積極的に参加する義務を負い、必要な場合には本法律が付与する権利を行使する義務を負う。

第93条：すべての人は、環境保護関連の問題について、適切かつ十分に正確な情報を与えられ、環境問題の監督官庁に対して申立てをし、個人の資格で又は団体として発議をする権利を有する。

第94条：監督官庁に対して出された申立てや発議は、県の環境庁事務所にコピーが送られ提出後15日以内に公聴会を経て決定が下される。その決定に対しては県環境庁事務所および（又は）環境庁に控訴して中止を申し立てることができる。他の法的手段に訴えることもできる。

申立てが却下、あるいは公聴会が開かれなかった場合には、この事実を県環境庁事務所及び（または）環境庁に知らせ、環境庁は告発された当局を憲法上の権利および本法律に定める権利を侵害したとして訴える。

（原文 P. 36）

## 表題 XI 安全対策、行政違反、環境犯罪について

### 第一章 検査および監視について

第95条：環境庁および（又は）県環境庁事務所は主務官庁と協力して、本法律およびその

細則の遂行に必要と思われる検査と監視を行う。

そのため、承認を受けた職員が上記の検査・監視の対象である場所や建物に立ち入る。

第96条: 前条(95条)で言う監督官庁は、本法律とその細則に記載されている基準が守られているかどうかをチェックできるよう、自然人または集団に対してすべての情報を要求する権限を有する。

## 第二章 環境安全対策について

第97条: 環境庁および(又は)県環境庁事務所は検査結果に基づいて、見つかった違反を是正するためとるべき方策を決定し、それを当事者に通知、正常な状態にもどすため適当な(猶予)期間を与える。

第98条: 国民の健康や環境にとって危険が非常に差し迫った状態にある時は、環境庁および(又は)県環境庁事務所は、即刻、公共福祉のために安全対策をとるよう命ずる。

## 第三章 行政違反とその処理手続きについて

第99条: 本法律の条項および細則等に違反していても、犯罪には至らない場合には行政違反とみなされる。その場合は該当する規定に従い、当該行政当局によって処罰される。

第100条: いかなる自然人又は団体も、公務員と同様、環境を守る法律に違反している事実を知った場合は、それを監督官庁に告発する義務を負う。

第101条: 第100条の告発の処理手続きは以下の通りである。

- a) 書面による告発が行われると、それを受理した当局は24時間以内に検査の日時を指定するが、検査の日時は距離も考慮し72時間以内とする。検査は違反が行われたとされる場所で実施され、その違反について詳細な公式報告書が作成され、すぐにその日付から6日間の立証期間が始まる。立証期間が終わると、続く48時間以内には必ず、決定(Resolución)を下す。この決定は証拠をきちんと提示し、課される制裁と引き起こした損害に対する賠償額を明示する。
- b) 決定は技術的な根拠に基づいて行われ、違反または損害発生が立証された場合には、環境庁は当該司法機関に対して、それぞれ罰則と損害賠償を課すよう申請する。

この決定によって影響を被ると思われる者は控訴できるが、通知をうけた時から数えて3日以内に必ず手続きをしなければならない。控訴はしかるべく証拠を添えて、さらに上級の司法機関に提出しそこで処理される。これらの手続きのため、その違反を知って

いる監督官庁の事務局の住所が、双方の強制的法定所在地として指定される。

c) 犯罪行為があると推測される場合には、刑事訴訟手続きのため書類は公共省(Ministerio Público?)に送付される。

#### 第四章 民事訴訟について

第102 条: 環境破壊による損害に関する民事訴訟は、損害を被った集団(共同体)の利益の適格な代表であると法的に認められる人物であれば誰でも起こすことができる。

損害に関する政府機関の報告書は、専門家による鑑定証拠と見なされる。

裁判の判決では、被害住民と国家に対する保障額と賠償額が決められるが、国家に対する賠償額は国家環境基金に支払われ、この訴訟の原因となった行為によって損傷された環境の復旧に優先的に使われる。

#### 第五章 環境犯罪について

第103 条: 環境を損ない、悪化させ、劣化させ、破壊する行為、あるいは第20条に記載されている行為を行ったものはすべて、その程度により法律違反または過失を犯したのであり、本法律の定める刑罰を課される。

第104 条: 法律の定める範囲内で、耕地または牧草地を焼き、怠慢または故意により、他人の財産を消失させた者は、刑法第206 条に違反し、環境犯罪を犯したことになり、2年から4年の自由剥奪の罰を受ける。

第105 条: 特に、

a) 国民の飲料水や農牧畜、魚の養殖に使われる水に、法律で定められた許容限度以上に有毒物を入れたり、汚染したり、品質を低下させた者、

b) 家畜衛生基準に違反したり、家畜の疫病や野菜の害虫を蔓延させた者

は、刑法第216 条の2)項と7)項に違反し、環境犯罪を犯したことになり、1年から10年の自由剥奪の罰を受ける。

第106 条: 公共の所有物、富の源泉、我が国の考古学的、歴史的、芸術的財産を破壊したり、損傷したり、盗んだり、国外に輸出したりする者は、刑法第223 条に違反し、環境犯罪を犯したことになり、1年から6年の自由剥奪の罰を受ける。

第107 条: 法律で定められている限度以上に水を汚染し、或いは水質を悪化させる可能性のある未処理の汚水、化学液、生化学的液体、その他いかなる性質の廃棄物でも、それ

を川床、川縁、帯水層、流域、川、湖、沼、貯水池に投棄または放流する者は、1年から4年の自由剝奪の罰を課され、損害金額の100%相当額の罰金を課される。

第108条：不法にあるいは恣意的に、住民への給水サービスや灌漑用の給水サービスを妨害または中断させた者は、2年以下の自由剝奪と基本給日額30日分の罰金を課される。

第109条：所有権によって保護されている土地所有者の家庭用に使われるのとは別の目的のために、許可なく森林を伐採し、環境を損ない或いは悪化させた者は、2年から4年の自由剝奪と伐採した森林の価格の100%相当額を罰金として課される。

保護区あるいは保留地の森林を伐採し、環境を損傷した者は、自由剝奪・罰金ともに更に三分の一加算される。

もしその伐採が、森林の生産と保護について明確に定められている基準に違反して行われた場合は、自由剝奪・罰金ともに、更に100%加算、つまり二倍になる。

第110条：許可の有無に係わらず、爆発物や毒物、特別な基準により禁じられている手段を使って狩猟をしたり、魚を釣ったり、捕獲をして、環境を悪化させたり損傷したり生物を絶滅させる恐れのある者は、1年から3年の自由剝奪と、釣ったり捕獲したり猟をして捕らえた魚や動物の価格の100%相当額を罰金として課される。

この猟や釣り、捕獲が保護区や禁猟区で、あるいは禁漁期に行われ、環境を損ない悪化させた場合は、自由剝奪は更に三分の一加算され、罰金も捕獲した動物の価格の100%相当額が加算される。

第111条：許可なく、あるいは禁漁区(期)にあると宣言されている動植物またはその副産物の狩猟、所持、採集、輸送を唆し、奨励し、捕獲し、商品化して、これら動植物を絶滅の危機にさらす者は、これらを没収された上、その価格の100%相当額の罰金と2年以下の自由剝奪の罰を課される。

これら動植物は(そうすることが妥当であれば)自然の生息地に戻される。

第112条：人間の生命を危険にさらしたり環境に同化し得ない液状・固形・ガス状の産業廃棄物を貯蔵したり、放棄したり、商品化する者、或いは衛生や環境保護に関する基準を守らない者は、2年以下の自由剝奪の罰を課される。

第113条：外国産の危険な有毒廃棄物や放射性廃棄物で、その性質上住民の健康や環境にとって危険な物を、我が国の国土内に貯蔵・持ち込み・輸送することを承認し、許可し協力し、補助する者、原産国で許容されない環境を汚染する技術を移転し導入する者、廃棄物の違法な取引を行う者は、10年以下の自由剝奪の罰を課される。

第114 条: 本法律に列挙されている犯罪は公共の秩序に係わるものであり、刑法および刑事訴訟法により、通常の法廷で処理される。

違反の場合は、本法律に従って処理され、当該の行政当局によって処罰される。

第115 条: 公務員が本法律および関連の規定に記載されている違反または過失の主犯あるいは従犯者、共犯者の場合は、所定の刑罰の二倍が課される。

(原文P. 44) 表題 XII 暫定措置

第116 条: 本法律の範囲内に含まれている活動は、本法律発効の時点から本法律の条項に適合させなければならない。本法律発効以前にすでに活動が定着している場合は、これらの活動を分類しそれぞれに適切な調整期間を与える法律に従い、本法律に適合させる猶予期間が与えられる。この調整のための期間はいかなる場合も 5年を超えてはならない。

第117 条: 環境庁は180 日以内に、その組織定款と本法律の細則を発表する。

国家環境基金は同じく180 日以内に、その定款と内部規約、運営機構、各機能のマニュアルを発表する。

第118 条: 本法律の内容に反する法律はすべて、廃止され、無効になる。

行政権に引渡し、憲法上の仕上げをおこない、1992年 4月20日に国会に引き渡される。

署名者: Guillermo Fortún Suárez, Gastón Encinas Valverde, Elena Calderón de Zuleta, Oscar Vargas Molina, Arturo Liebers Baldivieso, Ramiro Argandoña Valdéz.

ここに、ボリビア共和国の法律として支持され実行されるために、本法律は公布される。

1992年 4月27日 ラパス市大統領官邸にて

署名者: Jaime Paz Zamora, Gustavo Fernández Saavedra, Oswaldo Antezana Vaca Diez.

ボリビア国憲法で保障されている国民の基本的な権利と義務

第 7条: すべての国民は法律の定めるところにより、以下の基本的権利を有する。

- a) 生命と健康、安全を享受する権利。
- b) あらゆるメディアを通じて自らの意見や考えを自由に発表する権利。
- c) 合法的な目的のために集合し、参加する権利。
- d) 集団の福利に反しないという条件のもとに、商業、工業、その他あらゆる合法的な活動に従事し、働く権利。
- e) 教育を受け、教養を身につける権利。
- f) 国家の監理のもとに教える権利。
- g) 我が国の領域内に入り、滞在し、通行し、出国する権利。
- h) i) j) k)は省略。

A Ñ O XXXIII Nro. 1803 L A P A Z - B O L I V I A

**GACETA OFICIAL DE BOLIVIA**

12 - OCTUBRE - 1993  
Decreto Supremo N° 23660



**REGLAMENTO DE LA  
LEY DE MINISTERIOS  
DEL PODER EJECUTIVO**

\* \* \*

PUBLICADA EL 12 DE OCTUBRE DE 1.993



B. 資源環境庁

105 条: 資源環境庁の目的は、以下の通りである。

- 1) 資源を合理的に利用するメカニズム、環境に影響を与える社会経済活動を評価し、監視するメカニズムを確立する。
- 2) そのために、法律によって定められたインセンティブおよび罰則を適用する。
- 3) 資源の合理的利用に国民が参加することを奨励し、(そのために) 国民を教育することを推進する。

106 条: 資源環境庁の権限は以下の通りである。

- a) 資源の持続的利用という観点に立って、財政資金を管理する。
- b) 水、空気、土地といった資源を、それぞれの相異なる資質に従って利用を計画し、流域の統合的管理という枠組みの中でその利用を規制する。
- c) 環境保護と更新可能な天然資源の保護に関する一般的な政策と戦略を提案する。
- d) 投資プロジェクトの環境影響アセスメントのシステムが機能するような方法論と、そのシステムをコントロールし監視するメカニズムを確立し、適用する。
- e) 持続可能な開発のプロセスを前進させるために、国民の参加を促し、(そのための) 国民の教育を推進する。
- f) 持続開発・環境省の政策と戦略、および現行の法律に従って、インセンティブ又は罰則を適用する制度を提案する。
- g) 環境に関連した活動を許可する。
- h) 持続開発・環境省が公布する(予定の) 評価システムに従って、環境影響確認裁定(Declaratoria de Impacto Ambiental)を出す。

107 条: 資源環境庁の分野別の行政機能は以下の各局(Subsecretaria) が担当する。

- a) 環境品質局(Subsecretaria de Calidad Ambiental): 環境保護を徹底するために、現行の法律、基準、規則、その他持続開発・環境省が講ずる対策がきちんと守られているかどうか監視する。
- b) 天然資源局(Subsecretaria de Recursos Naturales): 天然資源の合理的利用が確実に行われるように、現行の法律、基準、規則、その他持続開発・環境省が講ずる対策がきち

んと守られているかどうか監視する。

c)環境保護推進局(Subsecretaría de Promoción Ambiental): 国民の環境教育を推進し、  
国家開発戦略の枠組みへの国民の参加を促す。

## 〈添付資料 8〉 収集資料リスト



<書籍等関係>

1. "PROGRAMA AGUA PARA TODOS" PLAN NACIONAL DE AGUA POTABLE Y SANEAMIENTO 1992-2000, DENASBA (仮訳付)
2. ACCIONES DE SANEAMIENTO BASICO EN BOLIVIA, LOGROS EN LA GESTION 1992 - DENASBA
3. ACCIONES DE SANEAMIENTO BASICO EN BOLIVIA, LOGROS EN LA GESTION 1993 - DENASBA
4. PLAN REGIONAL DE DESARROLLO DE CHUQUISACA, VISION PROSPECTIVA AL AÑO 2010 -- CORDECH
5. PLAN REGIONAL DE DESARROLLO DE SANTA CRUZ, VISION PROSPECTIVA AL AÑO 2010 - CORDECruz
6. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992 (RESULIADOS FINALES) - MAYO 1993 INE(INSTITUTO NACIONAL DE ESTADISTICA)
7. CENSO 92 INE - RESULTADOS FINALES VOL.1 CHUQUISACA VOL.2 LA PAZ VOL.3 COCHABAMBA, VOL.4 URURO, VOL.6 TARIJA, VOL.7 SANTA CRUZ, VOL.8 BENI
8. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992 - MANUAL DE SEGMENTACION
9. 各県集落別人口リスト(CENSO 92) - INE DATABASE
10. INE DATABASE フロッピーディスク
11. CATALOGO DE PUBLICACIONES 1993 - INE
12. CENSO 92 MANUAL DE ACTUALIZACION CATOGRAFICA - INE
13. MANUAL PARA EL PAGO DE SUS IMPUESTOS - EVITese MOLESTIAS Y DEMORAS, PAGANDO SUS IMPUESTOS EN EL BBA.
14. CONDICIONES SOCIO-ECONOMICAS - INE
15. EXPERIENCIA DEL DEPARTAMENTO DE HIDROGEOLOGIA - GEOBOL
16. BOLETIN MENSUAL DE PRECIOS DE MATERIALES E INSUMOS REPRESENTATIVOS, AGOSTO DE 1993 - DENASBA
17. EMPRESAS ASOCIADAS EN ANEC CON OFICINAS EN LA PAZ - ASOCIACION NACIONAL DE EMPRESAS CONSULTORAS
18. LEY DEL MEDIO AMBIENTE, 27 ABRIL 1992, LEY No.1333
19. PERFIL AMBIENTAL DE BOLIVIA - INSTITUTO INTERNACIONAL PARA EL DESARROLLO Y MEDIO AMBIENTE
20. AREAS PROTEGIDAS DE BOLIVIA - ARMANDO CARDOZO/ PRODENA
21. BOLIVIA FROM THE SKY - WILLY KENNING Y HERMES JUSTINIANO
22. FAUNA SILVESTRE DE BOLOVIA - IGM(INSTITUTO GEOGRAFICO MILITAR)
23. EL MEDIO AMBIENTE EN LA LEGISLACION BOLIVIANA - FREDDY HEINRICH Y MARIO RICARDO EGUIVAR
24. GACETA OFICIAL DE BOLIVIA - MEDIO AMBIENTE( 27 - ABRIL - 1992, LEY No.1333 )

25. CATALOGO DE LEGISLACION AMBIENTAL EN BOLOVIA - MARIA MARCONI, 1991
26. CONSERVACION DE LA DIVERSIDAD BIOLOGICA EN BOLOVIA - CDC(CENTRO DE DATOS PARALA CONSERVACION) Y USAID
27. FONDO NACIONAL DE DESARROLLO REGIONAL (FNDR), 1993
28. ボリヴィア国におけるUNDPプロジェクトリスト
29. WATER AND SANITATION PROGRAM, ANNUAL REPORT 1991-1992 - UNDP
30. IMPROVING SERVICES FOR THE POOR - UNDP
31. SANITATION AND WATER SUPPLY: PRACTICAL LESSONS FROM THE DECADE - UNDP
32. EVALUACION DE BOMBAS MANUALES DE AGUA "YAKU", PROYECTO YACUPAJ - UNDP
33. CONSTRUYAMOS NUESTRA LETRINA CON ARRASTRE DE AGUA - UNDP
34. CONSTRUYEMOS NUESTRA LETRINA, PROYECTO YACUPAJ - UNDP
35. DESCRIPCION DE LA BOMBA, BOMBA MANUAL "YAKU" - UNDP
36. NO TRASTEE MAS AGUA PERFORE SU PROPIO POZO - UNDP
37. ESTUDIO DE RECURSOS HIDRICOS PARA EL SUMINISTRO DE AGUA POTABLE A LA POBLACION DISPERSA DEL DEPARTAMENTO DE POTOSI - UNDP
38. MANUAL BASICO DE HIDROGEOLOGIA, PROYECTO YACUPAJ - UNDP
39. ボリヴィア国 上下水道分野に関する調査及びプロジェクト計画 (山本企画調査員調査報告書)

<開発公社関連>

1. チュキサカ県開発公社(CORDECH)、質問書回答と関連資料
2. ラパス県開発公社(CORDEPAZ)、質問書回答と関連資料
3. オルロ県開発公社(CORDEOR)、質問書回答と関連資料
4. タリハ県開発公社(CODETAR)、質問書回答と関連資料
5. サンタクルス県開発公社(CORDECRUZ)、質問書回答と関連資料

<地図関係>

A. センサス関連地図 ( INE, 1992 )

1. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, DEPT. ORURO, ESC: 1:1,000,000
2. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, DEPT. TARIJA, ESC: 1:1,000,000
3. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, DEPT. CHUQUISACA, ESC: 1:1,000,000
4. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, DEPT. LA PAZ, ESC: 1:1,000,000
5. CENSO NACIONAL DE POBLACION Y VIVIENDA 1992, DEPT. SANTA CRUZ, ESC: 1:1,000,000
6. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA AZURDUY, ESCALA; 1:250,000
7. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA YAMPARAEZ, ESCALA; 1:250,000
8. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA ZUDANEZ, ESCALA; 1:250,000
9. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA TOMINA, ESCALA; 1:250,000
10. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA OROPEZA, ESCALA; 1:250,000

11. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA SUD CINTI, ESCALA; 1:250,000
12. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA HERNANDO SILES, ESCALA; 1:250,000
13. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA LUIS CALVO, ESCALA; 1:250,000
14. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA NOR CINTI, ESCALA; 1:250,000
15. DEPT. CHUQUISACA, PROVINCIA LUIS CALVO, CANTO, ESCALA; 1:100,000

B. IGM関連地図

1. PLAN OPERATIVO 1993 - IGM
2. ESCALA 1:50,000, SUCRE, BOYUIBE, CARACOLLO, COROCORO, COTOCA, ENTRE RIOS, ORURO
3. ESCALA 1:250,000, SUCRE
4. MAPA DEL DEPARTAMENTO DE BOLIVIA  
LA PAZ, ESCALA 1:500,000 (3)  
CHUQUISACA, ESCALA 1:250,000 (4)  
SANTA CRUZ, ESCALA 1:1,000,000 (1)
5. MAPA HIDROGRAFICO DE BOLIVIA, ESCALA 1:1,000,000 (9)
6. MAPA DE COMUNICACIONES DE LA REPUBLICA DE BOLIVIA, ESCALA 1:3,000,000
7. MAPA DE COBERTURA Y USO ACTUAL DE LA TIERRA, ESCALA 1:1,000,000
8. MAPA GEOLOGICO DE BOLIVIA, ESCALA 1,000,000
9. MAPA FISICO DE BOLIVIA, ESCALA 1:1,000,000
10. FAUNA SILVESTRE DE BOLIVIA, ESCALA 1:1,500,000
11. PROYECTO CARTOGRAFIA NACIONAL, ESCALA 1:2,500,000





## 〈添付資料 9〉 面会者リスト



## 面接者リスト

人的資源開発省都市問題庁(Ministerio de Desarrollo Humano, Dirección Nacional de Asuntos Urbanos)

都市問題庁長官(Secretario Nacional): Lic. Jorge Lorini Saenz

都市局局長(Subsecretario de Urbanismo): Ing. Miguel A. Saldias S.

基礎衛生部部長(Director Nacional de Saneamiento Básico): Lic. Ronnie Vega M.

” 計画管理課課長(Jefe, Dept. Programación y Gestión):

Ing. Jorge Calderón Monterde

基礎衛生部 JICA派遣専門家: Ing. Yusuke Takahashi (高橋 裕介)

” 高橋専門家C/P: Arq. Emira Mérida Montero

” 上下水道専門家(オランダ政府技術協力専門家) Ing. Durk G. Adema

大蔵・経済開発省(Ministerio de Hacienda y Desarrollo Económico)

公共投資・国際金融次官(Subsecretario de Inversión Pública y Financiamiento Externo): Lic. Marcelo Mendez

国際協力課課長(Director, Dirección de Cooperación Internacional=Dicoper):

Lic. Marcelo Machicao Barbery

国際協力課コンサルタント(Consultora, Dicoper): Lic. Pilar Rollano

” ” (Consultor, Dicoper): Lic. Miguel Huet

二国間協力課課長(Jefe, Dept. Bilateral): Lic. Víctor Hugo Bacarreza

持続開発・環境省(Ministerio de Desarrollo Sostenible y Medio Ambiente)

資源環境庁長官(Secretario Nacional de Recursos Naturales y Gestión Ambiental):

Ing. Jaime Muñoz-Reyes N.

地域開発基金(Fondo Nacional de Desarrollo Regional= FNDR)

局長(Director Ejecutivo): Dr. Arturo Castaños Ichazo

UNDP事務所

世銀-UNDP 「水と衛生」プログラム:

プログラム・コーディネーター: Sra. Jennifer Sara

プログラム・コンサルタント: Sra. Martha Hiles

プログラム・エンジニア: Sr. Erico Navarro Agreda

ボリビア地質調査所(GEOBOL, Servicio Geológico de Bolivia)

所長(Director Ejecutivo Nacional): Ing. Franz Tavera Valdivieso

企画調整部長(Jefe, Unidad de Planificación y Coordinación):

Ing. Freddy Pax Claire

チュキサカ県開発公社(CORDECH = Corporación de Desarrollo de Chuquisaca):

総裁(Presidente): Dr. Franz Barrios Villegas

副総裁(Gerente General): Lic. Nicanor Estepa Miranda

水資源エネルギー部長(Jefe, Dept. de Recursos Hídricos y Energía):

Ing. Ricardo González

井戸掘削部門技師( Encargado de Perforación): Ing. Jorge Fiengo

ラパス県開発公社(CORDEPAZ = Corporación de Desarrollo de La Paz):

総裁( Presidente): Ing. Oscar Arrien Sandoval

衛生部門担当理事(Gerente de Saneamiento): Ing. Evel Alvarez Bascope

地方基礎衛生部部長(Jefe, Dept. de Saneamiento Básico Rural):

Ing. Sergio Valdivia

オルロ県開発公社(CORDEOR = Corporación de Desarrollo de Oruro):

総裁(Presidente): Ing. Marcelo Arzabe Vásquez

副総裁(Gerente General): Ing. Waldo G. Huanca Ayala

地方開発担当理事(Gerente, Desarrollo Rural): Ing. Julio C. Rodríguez B.

水資源部長(Jefe, Dept. de Recursos Hídricos): Ing. Mario Ramírez V.

基礎衛生部長(Director, Unidad de Saneamiento básico): Ing. Gonzalo Luna

基礎衛生部 地質技師( プロジェクト担当): Ing. William Terán Paez

” 上水道プロジェクト担当技師: Ing. Rene Leiva A.

Ing. Rene Prado D.

” プロジェクト・コーディネーター( 土木技師): Ing. Esteban Pinaya Paredes

サンタクルス県開発公社(CORDECRUZ = Corporación de Desarrollo de Santa Cruz)

総裁(Presidente): Lic. Freddy Teodovich Ortiz

基礎衛生部長(Jefe de Area de Saneamiento Básico): Ing. Milton Berbetti

地下水プロジェクト課長: Ing. Fernando Claros

企画プロジェクト部調査プロジェクト課水利担当チーフ: Ing. Mario Balcazar

技術部調査プロジェクト課長: Ing. Jorge Baldiviezo

サンタクルス牧畜業者連合(FEGASACRUZ = Federación de Ganaderos de Santa Cruz)

会長(Presidente): Ing. Erwin Reck L.

副会長(Vicepresidente): Ing. Luis Benjamin Bowles

事務局長(Director Secretario): Sr. Luis Alfredo Peña

タリハ県開発公社(CODETAR = Corporación de Desarrollo de Tarija)

総裁(Presidente): Ing. Mario Kissen Brieger

総裁顧問(Asesor): Ing. Abel Barroso López

報道担当官(Portavoz Oficial): Lic. Ramiro Antero León

公共事業部長(Gerente de Obras Públicas): Ing. Adel Cortez

水文地質部長(Director, Hidrología): Ing. Ramón Colodro

水文地質部技師(上級)(Ingeniero Senior, Hidrogeología): Ing. Jaime Zenteno B.

“ (Técnico, Hidrogeología): Sr. Hernán Villena G.

“ (Técnico, Hidrogeología): Sr. Carlos Zerda T.

水文技師(Hidrólogo): Ing. Carlos Rossel T.

ヤクイバ支所長(Jefe Regional de CODETAR, Yacuiba): Lic. Edgar René Rodó

地質技師(Geólogo): Ing. Waldo Cuellar

中国井戸掘りプロジェクトチーム(「タリハ県中央溪谷地帯・チャコ平原井戸掘りプロジェクト」)

チーム・リーダー: CHEW JIAN-PING

地質技師 : WANG WEN-RU

コーディネーター: LU XIANG-ZHU

通訳 : WU TONG KANG

井戸掘削会社 "inmeley ltda." 総支配人(Gerente General): Ing. Carlos Leyes Zarabia

技術コンサルタント会社 "LIMS" 支配人(Gerente): Ing. Carlos Aban Gutiérrez

統計調査会社 "ENCUESTAS & ESTUDIOS" 総支配人(Gerente General):

Ing. Luis Alberto Quiroga

在ボリヴィア大使館

大使 加藤 静也

参事官 平松 弘行

二等書記官 小嶋 雅彦

サンタクルス駐在領事 泉 章夫

JICA ボリヴィア事務所

所長 川上 徹

次長 吉田 純啓

次長 三浦 貴美男

所員 熊野 明

所員 富安 誠司

ローカルスタッフ Carlos Omoya



## 〈添付資料 10〉 単価表





労務単価表

1993年11月現在  
1\$U.S.=4.40\$B.S.

|    | 職種名     | 適用単価 (\$B.S./Day) |
|----|---------|-------------------|
| 1  | 土木技師    | 430.-             |
| 2  | 建築技師    | 570.-             |
| 3  | 測量技師    | 100.-             |
| 4  | 世話役     | 80.-              |
| 5  | 熟練工     | 60.-              |
| 6  | 普通作業員   | 40.-              |
| 7  | 土工      | 35.-              |
| 8  | 鉄筋工     | 55.-              |
| 9  | 型枠工     | 55.-              |
| 10 | 大工      | 66.-              |
| 11 | 左官      | 55.-              |
| 12 | 配管工     | 55.-              |
| 13 | 機械工     | 80.-              |
| 14 | 電気工     | 86.-              |
| 15 | 重機オペレータ | 70.-              |
| 16 | 普通オペレータ | 55.-              |
| 17 | オペレータ助手 | 40.-              |
| 18 | 運転手     | 55.-              |
| 19 | 事務長     | 200.-             |
| 20 | 事務員     | 80.-              |
| 21 | 製図工     | 100.-             |
| 22 | タイピスト   | 60.-              |
| 23 | 警備員     | 40.-              |

上記労務費には政令21060(85年8月29日発令)に基づきクリスマス賞与、有給休暇、退職引当金、年功手当、利益配分交付金、等の間接労務費並びに下記に示す割合で、各関係官庁への公租公課等の支払いも含まれています。

|           |        |     |
|-----------|--------|-----|
| 労働恩給年金    | 給料に対して | 5   |
| 健康保険      | "      | 10  |
| 建設業社会保険基金 | "      | 1   |
| 職業訓練所助成金  | "      | 1   |
| 住宅公社基金    | "      | 2   |
| 合計        |        | 19% |

## III-D 水質検査機関

上水道水に関する混入物分析等の水質試験は、下記の公共事業機関にて行うことができます。

尚、1回にかかる費用は通常100、ードル前後です。

- 1、各州の国立大学
- 2、市役所保険所
- 3、各州の水道局







JICA